

奈良市公告第131号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和7年7月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 南福祉センターシャトルバス運行管理業務委託
- (2) 業務場所 南福祉センター周辺地域
- (3) 業務期間 契約の日から令和12年9月30日まで
(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約)
- (4) 業務概要 南福祉センター利用者が利用するシャトルバスの運行管理業務

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 一般（貸切又は乗合）旅客自動車運送事業の許可（国土交通大臣）を受けている業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告日以前において、国又は地方公共団体が発注した、コミュニティバス、送迎バス、巡回バス、通学バス又は通園バス等を定期的に運行する、バス運行管理業務の受託実績があること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3 仕様書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
令和7年7月1日から、令和7年7月22日まで
- (2) 場所
奈良市ホームページ 契約課以外の入札・契約情報（その他）に公表します。

4 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、質問書に質問内容を記入のうえ、電子メールにより提出してください。電話及び対面等での質問は受付できません。

① 提出日時 令和7年7月1日から令和7年7月7日午後5時まで

② 提出先 奈良市福祉部 長寿福祉課

メールアドレス choujufukushi@city.nara.lg.jp

(2) (1)の質問に対する回答は、質問と回答をとりまとめ、令和7年7月15日より奈良市ホームページ上に掲載予定とします。

5 入札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

令和7年7月31日 午後2時00分

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

《共通》

① 一般競争入札参加申請書

② 一般（貸切又は乗合）旅客自動車運送事業の許可書の写し

③ 会社概要（様式自由）

④ 業務実績調書

※ 当該業務にかかる業務委託契約書など当該業務の受注形態、内容等が判断できる資料の写しを添付すること。

《奈良市物品購入等指名競争入札参加申請要領による申請に基づく資格者でない者にあつては、次の書類も提出すること。》

⑤ 納税証明書（奈良市市民税課で証明）

ア 奈良市内事業者（市外事業者で市内に支店・営業所を有する者を含む）
直近の法人市民税及び固定資産税の納税証明書

イ 奈良市外事業者（税務署で証明）
直近の法人税に係る納税証明書（その3又はその3の3）

⑥ 法人の登記事項証明書

⑦ 印鑑証明書

※上記⑤～⑦については、原本照合可。（発行日から3ヶ月以内の原本を提示された場合、そのコピーの提出をもって原本の提出の代わりとすることができる。）

(2) 入札参加申請方法

令和7年7月1日から令和7年7月22日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市福祉部長寿福祉課に（1）の書類を持参してください。

(3) 入札参加者の決定通知

令和7年7月25日までに入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

8 入札に関する事項

(1) 入札方法 入札金額は月額を記入してください。

入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 代理入札 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず「(様式第2号) 委任状」を提出すること。提出のない場合は、入札に参加できません。

(3) 再度入札 再度入札は1回を限度とします。

(4) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者のした入札
- ② 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札
- ③ 委任状を持参しない代理人等による入札（年間を通じて委任されている者を除く。）
- ④ 入札書に記名押印のない入札
- ⑤ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ⑥ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- ⑦ 入札金額を訂正した入札
- ⑧ 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札
- ⑨ 入札書の日付が入開札日でない入札
- ⑩ その他市長の定める入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法に関する事項

奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

1 0 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとします。
- (3) 入札に関する問い合わせ先
奈良市福祉部長寿福祉課
電話 0 7 4 2 － 3 4 － 5 4 3 9